

## 国民健康保険税の減免（新型コロナウイルス感染症関係）に関する Q & A（令和4年度分）

### 【減免申請について】

<p>(減免申請－1)</p> <p>減免の対象になる国民健康保険税はいつのものですか。</p>
<p>(回答－1)</p> <p>令和4年度分の国民健康保険税であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収される対象年金給付の支払日）があるものです。</p>
<p>(減免申請－2)</p> <p>申請はいつからできますか。</p>
<p>(回答－2)</p> <p>令和4年度の国民健康保険税納税通知書がお手元に届いてからご申請ください。 なお、当初の納税通知書は、令和4年6月14日(金)に発送します。</p>
<p>(減免申請－3)</p> <p>申請の期限はありますか。</p>
<p>(回答－3)</p> <p>申請は、原則として各納期の納期限までをお願いします。（最後の納期限は、第10期の令和5年3月31日(金)になります。）</p> <p>減免を希望される場合は、お早めにご相談ください。</p> <p>なお、減免の申請ができなかった「やむを得ない理由」がある場合は、遡って申請を受け付けます。（但し、第1期から第9期までの国民健康保険税のみ対象とします。）</p>
<p>(減免申請－4)</p> <p>申請は郵送でもできますか。</p>
<p>(回答－4)</p> <p>窓口での感染拡大を防止するため、できる限り郵送での申請をお願いします。</p> <p>申請者は、HPから申請書等を印刷し必要事項を記入してから、添付書類とともに郵送してください。（印刷ができない場合は、申請書等を郵送しますので、保険年金課国民健康保険担当へお問い合わせください。）</p> <p>なお、オンラインでの申請は行っていませんので、ご了承ください。</p> <p>※ 減免についてご相談がある場合は、下記の電話をご利用ください。</p> <p>犬山市 健康福祉部 保険年金課 国民健康保険担当（本庁舎1階） 0568-44-0327（直通）</p>

(減免申請－５)

申請を郵送でする場合、どこへ送ればいいのか。

(回答－５)

郵送でのご申請は、下記へお送りください。

なお、お送りいただいた申請書等について、内容をお尋ねすることがありますので、申請書に記載する電話番号は携帯電話の番号をご記入ください。

(郵送先)

〒４８４－８５０１

犬山市大字犬山字東畑３６番地

犬山市 健康福祉部 保険年金課 国民健康保険担当

## 【減免要件について】

<p>(減免要件－１)</p> <p>「主たる生計維持者」とは誰のことですか。</p>
<p>(回答－１)</p> <p>原則、世帯主（被保険者証に記載されている世帯主）になります。</p> <p>なお、世帯主以外の人収入で生計が維持されている場合は、その人が「主たる生計維持者」となり得ますが、その場合には「世帯主の変更」を行うことが考えられます。</p>
<p>(減免要件－２)</p> <p>新型コロナウイルス感染症により死亡したことは、どのように確認しますか。</p>
<p>(回答－２)</p> <p>医師の死亡診断書で確認します。</p>
<p>(減免要件－３)</p> <p>「重篤な傷病を負った」ことは、どのような場合ですか。</p> <p>また、どのように確認しますか。</p>
<p>(回答－３)</p> <p>１か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合です。</p> <p>確認は、医師の診断書により確認します。</p>
<p>(減免要件－４)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とは、どのような場合ですか。</p>
<p>(回答－４)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響とは、新型コロナウイルス感染症や、その蔓延防止のための措置による影響を指すものであり、直接的・間接的に、新型コロナウイルス感染症の影響が経済・社会全体に大きく生じていることなどを踏まえると、収入の減少に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響ではないことが明らかな場合（例えば、懲戒解雇や自らの意思により離転職を行った場合等が主な原因となって収入減少したことが明らかな場合など）を除いて、その理由によって申請を却下するものではありません。</p>
<p>(減免要件－５)</p> <p>減免の要件にある「前年」とは令和何年ですか。</p>
<p>(回答－５)</p> <p>減免の要件にある「前年」は、「令和３年（令和３年１月１日から令和３年１２月３１日まで）」になります。</p> <p>なお、令和３年度の行った国民健康保険税の減免（新型コロナウイルス感染症関</p>

係)における「前年」は、「令和2年(令和2年1月1日から令和2年12月31日まで)」なので、お間違いのないようお願いいたします。

(減免要件－6)

「減免の対象となる世帯②」要件(i)の「前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること」とありますが、令和4年中(令和4年1月～12月まで)の収入見込み額はどのように計算すればよいでしょうか。

(回答－6)

令和4年中の収入見込み額は、申請者に計算していただきます。

計算方法は、令和4年1月から直近の月までの収入実績を基に、令和4年12月までの収入見込み額を計算していただく方法や、前年中の収入額を基に計算していただく方法が考えられます。

なお、令和4年中の収入見込み額については、計算方法が合理的であると本市が判断するものであれば、計算方法は問いません。

※ 令和4年中の収入見込み額を計算するための様式は、特に定めていません。

申請者が独自に作成した「令和4年中の収入見込み額を計算した様式」に、その根拠となった資料を添付してご申請ください。

※ 令和5年1月以降に申請される場合は、令和4年の源泉徴収票や確定申告書の写しによりご申請ください。

(減免要件－7)

「減免の対象となる世帯②」要件(i)の「事業収入等」に、公的年金や株の取引による収入は含まれますか。

(回答－7)

含みません。

「事業収入等」は、事業収入、給与収入、不動産収入及び山林収入のいずれかであり、その他の収入は含みません。

(減免要件－8)

「減免の対象となる世帯②」要件(i)の「事業収入等のいずれかの減少額」については、事業収入等の「合計額」の減少見込みではなく、「いずれか」の減少見込みで判断するのですか。

(回答－8)

事業収入、給与収入、不動産収入及び山林収入のうち、「いずれか」一つでも該当すれば要件(i)に当てはまります。

(減免要件－9)

「減免の対象となる世帯②」要件(i)の「保険金や損害賠償等により補填されるべ

<p>き金額」に、国や県から支給される「特別定額給付金」や「持続化給付金」などの給付金は含みますか。</p>
<p>(回答－ 9)</p> <p>「保険金や損害賠償等により補填されるべき金額」には含めないでください。</p> <p>なお、国などから支給される各種給付金等のうち、所得税法上の課税所得になるものについては、一部の給付金等を除き事業収入等を含めないでください。</p> <p>※ 詳細は、市保険年金課職員にお尋ねください。</p>
<p>(減免要件－ 1 0)</p> <p>「保険金や損害賠償等により補填されるべき金額」を控除した額や、事業などの廃業や失業について証明する書類は、どのようなものになりますか。</p>
<p>(回答－ 1 0)</p> <p>「保険金や損害賠償等により補填されるべき金額」に該当がある場合は、帳簿や保険契約書などにより確認することになります。</p> <p>また、事業などの廃業や失業については、廃業等届出書や事業主の証明などにより確認します。</p>
<p>(減免要件－ 1 1)</p> <p>「減免の対象となる世帯②」要件 (ii) の「令和 3 年の所得の合計額」とは、事業収入、給与収入、不動産収入及び山林収入のかかる各所得の合計か、それともそれ以外の種類の所得がある場合は、それも含みますか。</p>
<p>(回答－ 1 1)</p> <p>含みます。</p> <p>「前年の所得の合計額」は、令和 3 年中の全ての所得を合計したものです。</p>
<p>(減免要件－ 1 2)</p> <p>「減免の対象となる世帯②」要件 (iii) の「減少することが見込まれる事業収入等」とは、要件 (i) でいう 1 0 分の 3 以上の減収が見込まれる収入のことですか。</p>
<p>(回答－ 1 2)</p> <p>そのとおりです。</p> <p>1 0 分の 3 以上の減収が見込まれる収入のことになります。</p>
<p>(減免要件－ 1 3)</p> <p>事業収入等の収入については、令和 3 年と比較すると 1 0 分の 3 以上の減少になる見込みですが、所得額は 0 円になっています。</p> <p>この場合、減免要件に当てはまりますか。</p>
<p>(回答－ 1 3)</p> <p>要件には当てはまりますが、所得額が 0 円の場合、減免計算 (<math>A \times B / C \times d</math>) をす</p>

る場合、令和3年の所得額（B）が0円のため減免額は0円になりますので、本減免申請は不要になります（減免は受けられません）。

（減免要件－14）

新型コロナウイルス感染症の影響により、会社の都合で離職したのですが、減免を受けることができますが。

（回答－14）

新型コロナウイルス感染症の影響により、会社の都合で離職した場合は、本減免制度ではなく、「非自発的失業者の保険税軽減制度」が適用されます。

なお、「非自発的失業者の保険税軽減制度」が適用されない場合や、給与収入以外の収入について要件に該当する場合は、本減免制度についても適用されます。

## 【減免となる保険税額について】

(減免保険税－１)

減免される金額は減少した収入の減少割合によって決まらないのですか。

(回答－１)

減少した収入の減少割合によっては決まりません。

減免される金額は、減少割合ではなく、「保険税計算のもととなった所得額」に対する「減少した収入に係る所得」の比率と、主たる生計維持者の前年の所得の合計額によって決まります。

なお、令和４年の収入見込み額は、減免要件にのみ関係し、減免される保険税額には影響しません。

(減免保険税－２)

令和３年度以降の給与所得金額・公的年金所得金額が１０万円増加しますが、対象者の要件（ii）、（iii）などの所得金額に変更はないのですか。

(回答－２)

変更はありません。

対象者の要件（ii）、（iii）などの所得金額は、令和３年度の基準と同じです。